

被扶養者になれるのは、下図の範囲の方で、主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者とならない方）です。
被扶養者の要件を満たしているか、次の①～④について、ご確認をお願いいたします。なお、①～④のうち1つでも要件を満たさない場合は、被扶養者解除のお手続きが必要となります。

①「同居要件」の確認

- ・ 右図  以外の続柄の方が被保険者と同居していることを確認してください。

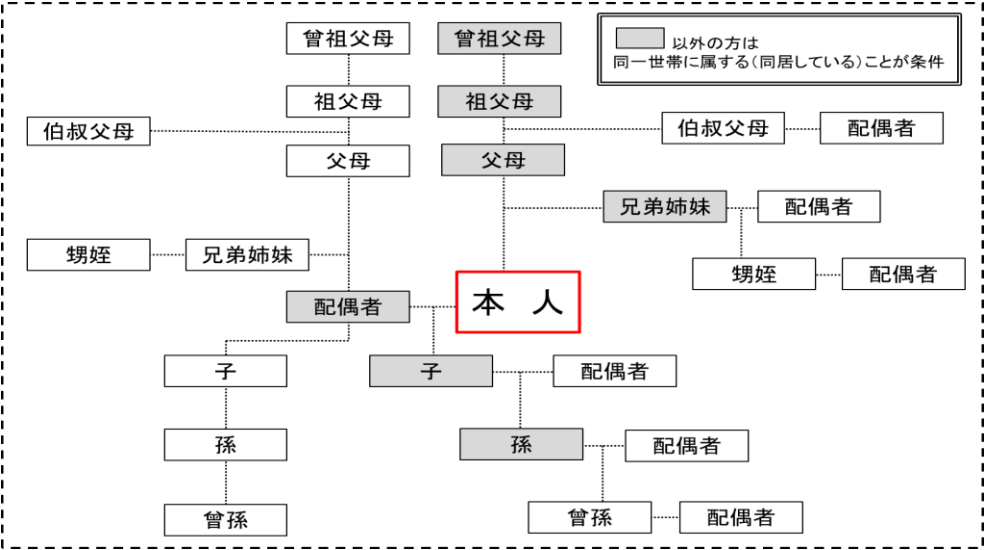
②「収入要件」の確認

(ア)被保険者と同居している場合

- ・ 被扶養者の年収が130(180)万円未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であることを確認してください。

(イ)被保険者と別居している場合

- ・ 被扶養者の年収が130(180)万円未満で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないことを確認してください。
- ・ 確認の結果、収入要件を満たす場合は、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。



- ※ 被扶養者の年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病・出産手当金のことをいいます。給与所得者の場合は総収入額が年収となります。自営業者の場合は、被扶養者状況リストに同封しているリーフレット4ページをご覧ください。
- ※ 被扶養者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。
- ※ 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。
- ※ 人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入が増加し年収が130万円(180万円)以上となっても、事業主の証明を添付することにより、原則、2回まで被扶養者と認められる場合があります。
- ※ 学生の場合は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の添付は省略できます(被扶養者現況申立書の提出は必要です)。

③「国内居住要件(国内に住民票があること)」「海外特例要件」の確認

- ・ 国内に住民票があることを確認してください。
- ・ 海外にお住まいで国内に住民票がない場合は、右表により海外特例要件を満たすことを確認してください。
- ・ 海外特要件を満たす場合は、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、海外特例要件に該当していることが確認できる書類を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。

※ 海外特例要件について、詳しくは、被扶養者状況リストに同封しているリーフレットまたは協会けんぽホームページをご覧ください。

④「資格取得(就職等により自身で健康保険加入していないか)」の確認

- ・ ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。

※ 就職や後期高齢者医療該当等により、ご自身で健康保険に加入された方の扶養削除漏れが多く見受けられますのでご注意ください。

海外特例要件	証明書類
①海外に留学している(留学)	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
②海外に赴任する被保険者に同行する家族(同行家族)	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族(特定活動)	査証(ビザ)、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた家族(海外婚姻等)(被保険者が海外赴任中に結婚した配偶者、生まれた子どもなど)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤上記①～④まで掲げるもののほか、渡航目的でその他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別の事情により証明書類は異なる